改正消安法　長期使用製品 安全点検制度　Q＆A

NO	質問	回答
1	・改正の趣旨 ・施行時期 ・製品の「リコール」との違い ・PL法、民法とはどう関係するのか	小型ガス湯沸器の死亡事故等、製品の経年劣化が主因となる重大な事故が発生したことから、経年劣化による事故を未然に防止するための措置の必要性が認識され、消費者自身による保守が難しく経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度として長期使用製品安全点検制度が創設されました。 平成21年4月１日に施行され、施行日以降に製造・輸入される製品が対象となります。 「リコール」は製品固有の原因で重大事故に至るケースに適用されるものであり、経年劣化に起因する事故は「リコール」とは異なります。 製品の欠陥が問題となる「PL法」や、過失責任が問題となる「民法」の問題とも異なります。
2	どのような制度なのですか（概要）	「長期使用製品安全点検制度」は、メーカー等に登録された所有者へ点検時期を知らせ、点検を促すことで事故を防止するための制度です。 所有者登録をされたお客様のもとには、メーカー等から適切な時期に点検通知が届きます。特定保守製品を購入された場合は、所有者登録をしていただきます。
3	点検製品が特定されるのは、機器の問題であり、リコールではないのか？	今回の法律は「製品が市場に出荷された後は、製品の所有者に保守が委ねられ、保守が適切になされないまま製品が劣化して生じる事故が発生しているという事実」に基づき定められたものであり、保守を促進することが目的となっております。 「リコール」は製品固有の原因で重大事故に至るケースに適用されるものであり、経年劣化に起因する事故は「リコール」とは異なります。 詳しくは経済産業省へお問合せください。
4	対象機種は何ですか？	三菱電機の法定点検制度対象機種は、「浴室用電気乾燥機」と「ビルトイン式電気食器洗機」です。 密閉燃焼式石油温風暖房機、石油給湯機も対象機種ですが、当社はこの機種の事業を終息していますので、法定点検制度の対象にはならず、お客様からの点検要請に対応することが求められています。
5	どうやって対象機種が決まったのですか？	経年劣化に起因する重大事故の発生率が一定以上の製品として、現時点では9品目が対象製品に指定されました。 詳細は、経済産業省のホームページ「製品安全ガイド」の「長期使用安全点検制度・表示制度が始まります」に掲載されています。 http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html（※チラシで対応）
6	浴室用電気乾燥機はすべて対象品ですか？	「浴室用電気乾燥機で電熱装置及び乾燥機能を有するもの」が対象となります。
7	業務用の製品は対象ではないのですか？	特定保守製品は消費生活用製品に限られますので、業務用の製品は対象に含まれません。 但し、「業務用」と銘打った製品であっても、一般消費者が購入して使用している実態があれば対象となる可能性があります。
8	点検を受けなかったらどうなるのですか？	所有者には、所有者登録や、点検などの保守をする「責務」が課されていますが、実施しなかったときの罰則はありません。 経年劣化に起因する事故が発生すると他人に危害を及ぼすおそれがあるため、所有者には「責務」が課されています。（特にアパートやマンションなどのオーナーに対してはより強くこの対応が求められています）
9	対象製品以外は点検はしなくていいのですか？	対象製品以外の製品は法による規制はありませんが、安心して安全にご使用いただくために、日頃より点検などの保守を行っていただくことをお勧めいたします。 (点検内容の例：①羽根が回転しない　②運転中に異常音・振動音がする　③回転が遅い、または不規則　④臭気がする　等)
10	先日修理を行ったばかりだが、点検は必要か？	法定点検では、法で定められた点検を行いますので、修理とは内容が違い点検は必要となります。
11	長期使用とはどの程度のことですか？	設計標準使用期間がめやすです。 浴室用電気乾燥機、ビルトイン式電気食器洗機では、製造年月を起点として10年と設定しています。
12	点検通知がくるまでは機器を買い換える必要はないと考えていいですか？	使用環境や使用時間、使用方法などにより、設計標準使用期間より短い期間で劣化する場合があります。
13	点検を受けないと事故が発生する確率はどれくらいですか？	経年劣化による故障がいつ発生するかについては、使用環境や使用時間、使用方法により異なるため、回答を致しかねます。ご心配な場合は点検をご要請願います。
14	1回点検を受けたら、あとは点検はうけなくてもいいのですか？	
15	所有者登録はどのように行うのですか？	製品に同封されている「所有者登録用はがき」に必要事項を記載して郵送していただくか、インターネットで当社のホームページから、あるいは携帯電話サイト(取扱説明書及び所有者票にQRコードを記載しています）で登録ができます。
16	登録はがきをなくした場合はどうすればいいか？	インターネットで当社のホームページから、あるいは携帯電話サイトでも登録ができます。 もしくは、フリーダイヤル「0120-490-499」にご連絡いただければ、送付させていただきます。
17	登録されたという通知はいただけるのですか？	「所有者登録用はがき」で登録された場合は、登録完了の通知はいたしません。 ホームページ若しくは携帯電話サイトからの登録の場合は、登録確認のメールが自動発信されます。
18	所有者登録は誰が行うのですか？	所有者ご自身で行っていただくのが基本ですが、販売店や不動産販売事業者などの取引事業者のかたにお願いしても良いことになっています。
19	個人情報が漏れた場合、誰が責任を取るのですか？	個人情報保護法に基づいて対応されます。
20	個人情報保護の体制はできているのですか？	個人情報保護法に基づいた体制を構築しています。
21	引越しして住所が変わったり、名前が変わった場合はどうすればいいですか？	登録されている所有者情報の変更が必要です。 フリーダイヤル「0120-490-499」にご連絡ください。変更連絡用のはがきを送付させていただきます。変更連絡用のはがきに必要事項を記載して郵送して下さい。 ホームページか携帯電話サイトで登録頂いた方は、インターネットで当社のホームページあるいは携帯電話サイトで登録変更ができます。

改正消安法　長期使用製品 安全点検制度　Q＆A

NO	質問	回答
22	引っ越してきたら（又は家を買ったら）付いていた。私は1年しか使っていないが、点検は誰が受けるのか？	購入された住宅に特定保守製品が設置されていた場合は、住宅を購入された方が新たな所有者となりますので、製品の所有者の方が点検を受けていただくことになります。このような場合は所有者登録をHP若しくは相談窓口へ連絡頂き所有者票を取り寄せていただき、新規登録をしていただきますようお願いいたします。
23	製品を買い換えた場合に、登録されていた私の情報はどう処置されるのですか？	買い替えや廃棄をされたときは、当社にご連絡をお願いいたします。ご連絡がないと登録はそのまま残りますので、点検時期が到来したら点検のご案内が送付されてきます。（買い替えや廃棄をされたときは、当社にご連絡をいただけば登録情報を削除いたします） 連絡を忘れていて、点検通知が送付されてきた場合は、その時点で当社の窓口「フリーダイヤル　0120-490-499」にご連絡をいただけば、必要な確認をさせていただいたた上で登録情報を削除いたします。 ホームページ、携帯電話サイトでは登録情報の削除は扱っておりません。
24	賃貸住宅に住んでいるのですが、所有者登録が必要ですか？	特定保守製品の所有者が所有者登録を行うことになります。 所有者が家主（大家）さんの場合の登録の有無に関しては、家主（大家）さんにご確認願います。
25	今使用している製品も登録してくれるのですか？	所有者登録の実施対象は平成21年4月1日以降の製造品です。 平成21年3月31日以前に製造された製品については所有者登録は行いません。 お客様から点検のご依頼があれば、法に準じた点検をお受けいたします。
26	所有者登録や点検をしないと、罰則や不都合があるのですか？	所有者に対する罰則はありませんが、所有者登録や点検などの保守をすることの責務が法律上規定されています。これは、事故が発生すると他人に危害を及ぼすおそれがあるために所有者に責務がかかっているものです。特にアパートやマンションなどのオーナーに対してはより強くこの対応が求められます。 所有者登録をしないと、メーカーから点検時期のお知らせを行うことができなくなります。
27	部品交換費用は？	点検と修理は別です。 点検の結果で修理が必要と判断された場合はその旨をご説明したうえで、修理の要請があれば実施いたします。 （部品代及び修理技術料が別途に必要となります）
28	メーカー保証ではないのか？	法律上、特定保守製品の所有者は、使用者の安全を確保するのは所有者であるとの意識をもって点検その他の保守に努めていただくことが求められており、この点検は、所有者として安全に保守管理を行う観点から行うものですので、お客様自身の負担になることが前提になります。 「長期使用製品安全点検制度」で実施する法定点検は有料の点検です。
29	法定点検を受けられる期間はどれだけですか？ 点検期間を過ぎていますが、点検できますか？	製品に点検期間が記載されており、基本的にはその期間となります。 設計標準使用期間の終了月の前後1年（範囲で2年間）の期間を点検期間としており、点検期間の始期の6ヶ月前以降に点検通知を行った時点から点検期間の終期までが法定点検期間となります。 この期間を過ぎてもご要請に応じて「法に準じた点検」を実施致しますが、点検の結果整備が必要と判断された場合であっても、整備用部品の保有年限を過ぎている場合は修理ができない場合があります。ご了承をいただいた上で対応をさせていただきます。
30	点検期間前ですが、機器が故障したので修理と一緒に点検もしてもらえますか？ その場合の費用は？	修理と点検を同時に行う事は可能です。フリーダイヤル「0120-490-499」に申し込み願います。 修理については保証期間を過ぎたものは基本的に有料です。「点検」は有料です。 法施行後に製造された製品で、表示されている点検時期に達する前に点検をご依頼された場合は、法定点検の時期が到来したときに点検通知が届きますのでご了承願います。
31	古い製品でも点検できますか？	ご依頼をいただけば点検を行うことは可能ですが、古い製品では点検の結果、整備が必要と判断されても、整備用の部品供給が不可能となっていて修理ができない場合があります。ご了解をいただいた上で対応をさせていただきます。（点検は有料です）
32	現在使用している製品の点検はどうやって依頼すればいいですか？	フリーダイヤル「0120-490-499」にご依頼ください。
33	自宅の製品が対象製品（特定保守製品）かどうかは、どこに聞いたらいいですか？	法施行日（平成21年4月1日）以降の製造品は、本体のパネルの表示ラベル若しくはお取扱説明書に「特定保守製品」と記載があります。不明な場合はフリーダイヤル「0120-490-499」に問合せいただくか、三菱電機のホームページ等で確認をお願いいたします。
34	誰が点検するのですか？	最寄の三菱電機サービスステーションが実施いたします。
35	点検にかかる時間はどれくらいですか？	おおよそ1時間くらいになります。
36	点検をするときは立ち会わなければいけませんか？	点検の作業中は立ち会っていただく必要はありませんが、点検前の確認と点検終了時に結果のご説明を行いますので、そのときは同席をお願いします。
37	設置方法が特殊で、点検ができないといって点検せず、事故が起きたとき、メーカーは責任をとってくれるのか？	法の点検基準に「構造上確認できない箇所に設置されているものを除く」と規定されており、このような設置状態の場合にはメーカーで責任を負うことはできません。
38	自分で点検したいが、どこを点検すればよいか？	お客様ご自身で製品を分解して点検をされることは危険であり、点検箇所をお知らせすることはできません。お客様ご自身で点検された内容については、弊社では責任を負いかねますのでご承知願います。
39	点検したらどれだけ保証してもらえるのですか？	点検はその時点での状態（異常の有無）を確認するものであり、点検後の故障等に保証を与えるものではありません。 継続してご使用される場合は定期的な点検等の実施をお奨めします。
40	点検したら、あと何年くらい使えるのですか？	点検では現時点で不具合や危険性がないかを確認させていただきますが、経年劣化による故障がいつ発生するかについては、ご使用環境や使用時間、使用方法により異なるため回答を致しかねます。
41	今後何に注意すればいいのですか？	点検後に継続してご使用される場合は、取扱説明書等に記載されている点検内容を実施してください。
42	現在の製品が気に入っており、まだまだ使い続けたいが、どのような問題があるのでしょうか？	外観はきれいでも、長年のご使用により部品等が劣化している可能性があります。 安全にご使用していただくため、点検をご依頼ください。（点検は有料です）

改正消安法　長期使用製品 安全点検制度　Q＆A

NO	質問	回答
43	日頃の点検はどのように行えばよいのか？ 分解しないといけないのか？	取扱説明書等に記載されている点検内容を実施してください。 異常がある場合は電源を切り、販売店等へご相談ください。 危険ですから分解はしないでください。
44	設計標準使用期間とはどういう意味？	設計標準使用期間とは、標準的な使用条件のもとで使用した場合に安全上支障なく使用することが出来る期間であり、その経過後には、経年劣化による危害の発生を防止するために、有料で点検を受けていただくことを促すために、法に基づく表示をするものです。安全上の観点から定められたものであり、故障しない期間等を表すものではありません。
45	点検で問題があった場合、必ず修理していただけますか？	点検の受付に先立って、修理が可能な機種であるかを確認し、整備用部品の供給期間内の機種の場合は整備が可能ですが、保有期間を過ぎている場合は困難な場合があります。
46	整備用部品が無い場合は使用を止めるべきなのか？	点検の結果安全と判断されたら継続してご使用いただけますが、今後はこまめな点検の実施をお願いいたします。 将来故障が発生した場合には、整備が困難であり、そのときは買い替え等をお願い申し上げます。
47	電源電線のある機種で、前回点検を完了したものは、再度点検が必要か？	今回の経済産業省のガイドラインで「電源部の点検」も点検項目に義務付けられておりますので、念の為全数点検を行います。不具合が確認された場合は「電気工事」にて適正な接続方法へ修復します。